

## 随意契約に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市長が、随意契約により契約を締結する事業において、透明性及び競争性の確保並びに契約事務の効率化及び統一的な事務処理を目的とし、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(随意契約に付すべき理由)

第2条 随意契約をする場合は、随意契約執行概要書(様式第1号)に地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項各号に該当する理由を明記し、佐倉市契約事務要綱(平成13年4月1日制定。以下「契約事務要綱」という。)第3条に規定する執行伺(以下「執行伺」という。)に添付するものとする。ただし、建設工事を除く事業であって、設計金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)が10万円未満(請負に至らない建物等の修繕にあつては30万円未満)の事業にあつては、支出負担行為書をもって代えることができる。

(見積徴取者の選定)

第3条 見積徴取者は、執行する事業の登録部門に係る競争入札参加資格者名簿又は簡易修繕参加者名簿(以下「資格者名簿等」という。)に登載されている者から選定するものとする。ただし、簡易修繕参加者名簿に登載されている者から選択する場合は、佐倉市簡易修繕(営繕)等受注参加者資格審査要領(平成13年5月1日制定)第2条に規定する修繕工事に限る。

2 前項の規定にかかわらず、執行する事業の目的、性質からみて、資格者名簿等に登載されている者のうち、当該事業を執行できる者が極端に少ない、又は当該事業を執行できる者がいないと判断できる場合等においては、見積徴取者を資格者名簿等に登載されていない者から選定することができる。この場合において、選択した者の経営状況又は信頼性及び事業内容との整合性を勘案し、適正にこれを選択しなければならない。

3 見積徴取者の決定は、見積合せ執行決定書(様式第2号)を添付し、その理由を付し、市長(佐倉市財務規則(平成元年規則第6号。以下「財務規則」という。)第3条に定める専決者を含む。以下同じ。)の承認を受けなければならない。ただし、建設工事を除く事業であつて、設計金額が10万円未満(請負に至らない建物等の修繕にあつては30万円未満)の場合は、支出負担行為書をもって代えることができるものとする。

(見積書の徴取)

第4条 事業担当課長は、見積徴取者から見積書を徴取するときは、見積合せ執行通知書(様式第3号)により事業内容、事業に関する質問・回答の方法、見積書の提出日、契約の相手方の決定方法等を見積条件を見積徴取者に対し、的確に説明しなければならない。

(契約の相手方の決定)

第5条 契約の相手方を決定するときは、見積合せ経過調書(様式第4号)に契

約の相手方を決定した理由を付し、市長の承認を得なければならない。ただし、1人の者から見積書を徴した場合は、契約の相手方の決定理由を付すことを要さない。

- 2 事業担当課長は、契約の相手方が決定したときは、直ちに、当該相手方にその旨を通知しなければならない。

(契約の相手方を決定することができない場合の措置)

第6条 複数の見積徴取者から見積書を徴取し、見積金額により契約の相手方を決定する場合（以下「見積競争」という。）において、徴取した見積金額がすべて予定価格に達しないときは、再度の見積合せをすることができる。この場合にあつては、あらかじめ、見積合せ執行通知書にその旨を明記していなければならない。

- 2 見積競争において、徴取した見積金額がすべて予定価格に達せず、契約の相手方を決定することができない場合（前項に規定する再度の見積合せの結果を含む。）は、次の各号によることができる。

- (1) すべての見積徴取者のうち、最低の見積金額を提示した者と協議し、予定価格以下で契約することができる場合は、その者を契約の相手方とする。

- (2) 契約の相手方を不決定とし、再度、見積徴取者を選定し、見積合せを行う。この場合において、当初の見積徴取者を選定してはならない。

- (3) 設計又は積算等を見直し、新たに随意契約を執行する。この場合にあつては、当初の見積徴取者を選択できる。

- 3 見積競争において、最低の見積金額を提示した者が2者以上あるときは、くじにより契約の相手方を決定することができる。この場合にあつては、あらかじめ、見積合せ執行通知書にその旨を明記していなければならない。

(見積合せの取止め)

第7条 見積合せを行う場合において、談合等不正行為の情報を受け、佐倉市談合情報対応委員会により見積合せを執行すべきでないとの判断がされたときは、当該見積合せを取り止めるものとする。

- 2 見積競争において、見積書の提出をした見積徴取者が1人以下のとき、又は災害その他特別な事情があるときは、当該見積競争を取り止めることができる。

- 3 第1項の規定により見積合せを取り止めた場合は、再度の随意契約において、当初の見積徴取者を選定してはならない。

(合議及び事前協議)

第8条 次の各号に掲げる契約で随意契約によるものは、契約締結時に契約担当部長又は課長に合議をしなければならない。

- (1) 議会の議決を要する事業の契約

- (2) 当初契約した方法が、競争入札に付した事業の変更契約

- 2 設計金額が500万円以上の事業で随意契約によるものは、執行伺の前に契約担当課長に随意契約事前協議書（様式第5号）により事前協議をしなければならない。

(随意契約のガイドライン)

第9条 随意契約に関するガイドラインは、別に定める。

(請書による契約の金額等の変更)

第10条 財務規則第146条第2項の規定により請書を徴した事業で当該請書の内容変更に伴い契約金額を増額変更しようとする場合の変更後の契約金額は、当初の事業の種別に応じ、財務規則第141条の額を超えてはならない。

2 財務規則第146条第4項第2号又は第3号の規定にかかる事業で当該事業の内容変更に伴い契約金額を増額変更しようとする場合の変更後の契約金額は、10万円（請負に至らない建物等の修繕にあつては30万円）以上となつてはならない。

(補則)

第11条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局と協議しその都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年7月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日より施行する。

附 則 (令和3年3月30日決裁 佐契第1201号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日決裁 佐契第914号)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月10日決裁 佐契第1108号)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

随意契約に係る一覧表

事業の種類	内容金額等の範囲		見積徴取者数 ※2	契約書作成の省略 ※4	
	内 容	設計金額等※1			
工事又は製造の請負	・建設工事	－	30万円未満	1社	注文書、 請書
	・製造の請負	1号	130万円以下	※3	
	・工事の委託	2号	－	2社以上	契約書
	・その他工事又は製造の請負等	～ 9号			
財産の買入れ	・物品の購入(建設資材を含む。)	－	10万円未満	1社	見積書
	・その他財産の買入等	1号	80万円以下	※3	請書
		2号	－	2社以上	契約書
		～ 9号			
物件の借入れ	・機器類賃貸借	－	10万円未満	1社	見積書※5
	・物件のリース及びレンタル等	1号	40万円以下	※3	請書 ※5
		2号	－	2社以上	契約書
	・その他賃貸借等	～ 9号			
その他(財産の売払い及び物件の貸付除く。)	・地質調査	－	10万円未満	1社	見積書
	・建築及び土木設計	1号	50万円以下	※3 2社以上	請書
	・測量	2号	－		契約書
	・補償等の調査関係				
	・公園管理				
・保守点検	～				
・警備及び清掃委託	9号				
・環境調査	9号				
・物品修繕					
・その他役務の提供等					
・その他	－	30万円未満	1社	見積書	
・請負に至らない建物等の修繕	－	30万円未満	1社	見積書	

※1 号数は、施行令第167条の2第1項の各号とする。

※2 表示の業者数により難しい場合は、財務規則第142条第1項各号又は第2項の規定による。

※3 原則2社以上とするが、理由がある場合は1社とすることができる。

※4 財務規則第146条の規定により契約書作成の省略をすることができるものであり、契約書の作成を妨げるものではない。

※5 機器類賃貸借等にあつては、契約書を作成することを原則とする。